

第 5215 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 4月27日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◁ 来日芸能人等に対する消費税課税の改正

Q：海外から来た芸能人やスポーツ選手に対する消費税の課税方式が改正されたとか。どのようになったのですか？

A：リバースチャージ方式となりました。

【解説】

平成27年度の税制改正では、国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等の役務の提供について、その取引に係る消費税の納税義務を、役務の提供を行う事業者から、役務の提供を受ける事業者に転換する（リバースチャージ方式）とされたことから、今後は、国内で役務の提供を行った海外の芸能人やスポーツ選手が消費税を納めるのではなく、役務の提供を受けて報酬等を支払うプロモーターなどの国内事業者が消費税を納めることとなります。

改正となっただけのいきさつは、会計監査院から、非居住者である海外の芸能人やスポーツ選手であっても、基準期間（課税期間の前々年）における課税売上高が1000万円を超えていれば、国内のイベントなどで得た報酬にかかる消費税を申告・納付しなければならないにもかかわらず、非居住者において消費税の制度がよくわからないといった理由から、多くの課税漏れが生じていたという実態が指摘されたことによります。

この改正は、平成28年4月1日以後に行われる役務の提供について適用されます。

